

個人住民税における寄附金控除の拡充（寄附金税額控除の創設）

平成20年度税制改正により、個人住民税に係る寄附金税制が変更となります。

5千円以上の寄附をされた方（個人）は、一定の限度まで、所得税と合わせて控除を受けることができます。平成20年度の所得税及び平成21年度個人住民税より適用されます。

●これまでの寄附金控除（基本控除）の見直し

- ・個人住民税における寄附金控除の寄附金対象額が5千円に引き下げられ、上限は総所得額等の30%に引き上げられました。

	改正前	改正後
控除方式	「寄附金－10万円」を総所得金額等の合計から所得控除	「寄附金－5千円」×10%を住民税所得割から税額控除（町民税6%、道民税4%）
控除対象限度額	総所得金額等の合計額の25%	総所得金額等の合計額の30%
適用額	10万円を超える寄附金	5千円を超える寄附金

- ・現行の所得控除方式から税額控除方式に変更となります。

:(寄附金 - 5千円) × 10% (町民税6% 道民税4%) を税額控除

●地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（ふるさと納税制度）

地方公共団体に対する寄附金については、個人住民税においては上記の適用のみとなっていました。平成20年度の税制改正により次のような特別控除が加わりました。

(所得税の限界税率)

:(地方公共団体への寄附金 - 5千円) × (90% - 0 ~ 40%) を税額控除

は、地方公共団体に対する寄附金の場合のみ適用されます。

の額は、住民税所得割額の1割が上限となります。

「注1：所得税限界税率・・・寄附者の所得税の税率」

例えば、住民税の所得割が30万円、住民税率10%（町民税：6%、道民税4%）、所得税率10%の方が地方公共団体に3万円を寄附した場合は、次のような控除が受けられます。

計算式

- (1) 所得税控除 (30,000円 - 5,000円) × 10% = 2,500円
 - (2) 住民税控除 (30,000円 - 5,000円) × 10% = 2,500円
 - (3) 住民税特例控除 (30,000円 - 5,000円) × [90% - 所得税率(10%)] = 20,000円
- ただし、(3)の額については、個人住民税所得割の1割が限度
- 控除合計 (1) + (2) + (3) = 25,000円

- 現行の対象寄附金に、所得税の寄附金控除の対象のうち、条例により指定されたものが控除対象寄附金として追加されました。

現行の対象寄附金

- ・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
- ・住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

改正により対象になる寄附金

- ・社会福祉法人のうち、町内において社会福祉事業を営むものに対する寄附金